

平成25年7月9日

## 耐震判定委員会登録要綱の改訂の考え方について

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）は、耐震診断、耐震改修等の推進に関し、国及び地方公共団体を支援するために、平成7年に、国の助言を受けて建築関係団体が設立した団体である。

当初は、当時の民法上の公益法人のみが会員であったが、今では、すべての都道府県といくつかの都道府県以外の地方公共団体も会員となっており、更に、民間の確認検査機関も参加している。

耐震判定委員会は、現在では、既存建築物の耐震診断の結果、あるいは、耐震改修計画の妥当性を判断しているもので、この判定結果は、国及び地方公共団体が建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく計画の認定、あるいは、補助金交付の決定などを行う際の重要な判断資料となっている。

耐震判定委員会の設置、運営等に関しては、当初はこれを設置する全国耐震ネットワーク委員会参加団体に任されていた。

しかし、耐震判定委員会の社会的信用が高まり、国及びほとんどの地方公共団体が、耐震改修促進法に基づく計画の認定、あるいは、補助金交付の決定などに際し、全国耐震ネットワーク委員会参加団体が設置している耐震判定委員会の判定結果を必要条件とするようになってきたため、耐震判定委員会の要件を定める必要があるとの意見も出されるようになってきた。

そこで、平成21年に基本的な事項に関してのみ登録要綱を定め、かつ、耐震判定委員会委員の名簿を公表することにより第三者性を担保するよう努めてきたものである。

しかしながら、今般の耐震改修促進法の改正により一定の用途、規模などの既存建築物には耐震診断が義務付けられ、耐震診断・耐震改修の事業の拡大が予想され耐震判定委員会の新たな設置及び全国耐震ネットワーク委員会への登録も予想されることから、これまで培ってきた全国耐震ネットワーク委員会の社会的信用を保持し、かつ、国及び地方公共団体が耐震判定委員会に支援を要請する際の判断に資するとともに、既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等を支援するために、以下の観点から、耐震判定委員会登録要綱の改訂を行い、全国耐震ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の第三者性をより

高めようとするものである。

- 1) 耐震判定委員会は、既存建築物の耐震化を推進する国及び所管行政庁（耐震改修促進法）または特定行政庁（建築基準法）を支援するものであること。
- 2) 耐震判定委員会は、既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等を支援するものであること。
- 3) 耐震判定委員会は、耐震診断の結果、あるいは、耐震改修計画が妥当であるか否かを第三者の立場から公正に判断するものであること。
- 4) 耐震判定委員会の委員名簿（氏名・所属等）は、ホームページ等で公表し、委員交代などがあった際には速やかに更新すること。
- 5) 耐震判定委員会を構成する委員の過半は、外部の識者であり、委員数は5名以上であること。
- 6) 判定は、耐震判定委員会の委員の合議によるものであること。
- 7) 判定対象建築物に係る委員は、判定には加わらないこと。
- 8) 耐震判定委員会の判定（プロセス、および結果）は、設置者の意向に左右されないこと。
- 9) 耐震判定委員会は、建築物の耐震性を判定した場合、その責任を明らかにするため、判定書を作成すること。